

## 2-4-(3)-1 厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月25日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に基づき、暴風雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉の向上と生活の安定に資することを目的とする。(昭56条例30・昭57条例39・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(第5条、第6条、第9条及び第10条において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(昭56条例30・昭57条例39・一部改正)

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に定める遺族の範囲とし、支給を受ける順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、法第3条第2項に掲げる順序とする。
- 2 前項第2号の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(昭50条例29・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(昭50条例29・全改、昭52条例10・昭53条例22・昭56条例30・昭57条例39・平4条例10・一部改正)

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(昭57条例39・一部改正)

(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(昭56条例30・昭57条例39・一部改正)

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(昭57条例39・追加)

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時に於いてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(昭57条例39・追加、平4条例10・一部改正)

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(昭57条例39・追加)

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に規定する災害(次条において単に「災害」という。)により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について、法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(昭56条例30・一部改正、昭57条例39・旧第9条繰下・一部改正)

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1箇月以上である世帯主の負傷(以下第2号において「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)がない場合及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項かつこ書の場合は、5年)とする。

(昭50条例29・昭52条例10・昭53条例22・昭56条例30・一部改正、昭57条例39・旧第10条繰下・一部改正、昭62条例11・平4条例10・一部改正)

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(昭57条例39・旧第11条繰下)

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(昭57条例39・旧第12条繰下・一部改正)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭57条例39・旧第13条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の厚木市災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて、適用する。

附 則(昭和53年条例第22号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の規定は昭和53年1月14日(以下「適用日」という。)以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて、適用する。
- 3 この条例の施行前に改正前の厚木市災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例第5条の規定に基づいて、既に適用日からこの条例の施行の前日までの期間に当該災害により死亡した市民の遺族に対して支給された災害弔慰金は、改正後の条例第5条の規定による災害弔慰金の内払いとみなす。

附 則(昭和56年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の厚木市災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第1項および第2項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害について適用する。

附 則(昭和62年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則(平成4年条例第10号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

## 2-4-(3)-2 厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 6 月 25 日

規則第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年厚木市条例第 31 号。以下「条例」という。)第 16 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭 57 規則 59・一部改正)

(災害弔慰金の支給)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、災害弔慰金支給調査表(第 1 号様式)により調査し、支給を行うものとする。

(昭 57 規則 59・一部改正)

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)で死亡した市民の遺族に災害弔慰金を支給しようとするときは、条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該遺族に対し死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給を受ける遺族が市民でない場合には、当該遺族に対し遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(災害障害見舞金の支給)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、災害障害見舞金支給調査表(第 2 号様式)により調査し、支給を行うものとする。

(昭 57 規則 59・追加)

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、他の市町村で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

(昭 57 規則 59・追加)

(災害援護資金の借入申込み)

第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、災害援護資金借入申込書(以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養費の概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を 1 月 1 日から 5 月 31 日までの間に受けた場合は前前年とする。以下この号において同じ。)において他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

(昭 57 規則 59・旧第 4 条繰下・一部改正)

(調査)

第 7 条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討し、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

(昭 57 規則 59・旧第 5 条繰下・一部改正)

(貸付けの決定)

第 8 条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書により当該借入申込者に通知するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書により当該借入申込者に通知するものとする。

(昭 57 規則 59・旧第 6 条繰下・一部改正)

(借用書の提出)

第 9 条 資金を貸し付ける旨の通知を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書(以下「借用書」という。)に資金の貸付けを受ける者(以下「借受人」という。)及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(昭 57 規則 59・旧第 7 条繰下・一部改正)

(貸付金の交付)

第 10 条 市長は、前条の借用書と引きかえに貸付金を交付するものとする。

(昭 57 規則 59・旧第 8 条繰下)

(繰上償還)

第 11 条 借受人は、資金の繰上償還をしようとするときは、繰上償還申出書を市長に提出しなければならない。

(昭 57 規則 59・旧第 9 条繰下・一部改正)

(償還金の支払猶予)

第 12 条 借受人は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)第 11 条第 1 項の規定に基づき、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、償還金の支払の猶予を認める旨を決定したときは、償還金支払猶予承認通知書により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、償還金の支払の猶予を認めない旨を決定したときは、償還金支払猶予不承認通知書により当該借受人に通知するものとする。

(昭 57 規則 59・旧第 10 条繰下・一部改正)

(償還免除)

第 13 条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)第 13 条の規定に基づき、資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人が死亡したため資金を償還することができなくなったときは、当該借受人の死亡を証明する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けたため資金を償還することができなくなったときは、その旨を証明する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書により当該償還免除申請者に通知するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書により当該償還免除申請者に通知するものとする。

(昭 57 規則 59・旧第 11 条繰下・一部改正)

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、令第 10 条ただし書の規定に基づき、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、違約金の支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書により当該借受人に通知するものとする。

(昭 57 規則 59・旧第 12 条繰下・一部改正)

(督促)

第 15 条 市長は、借受人が資金を償還期限までに償還しないときは、督促状を発行するものとする。

(昭 57 規則 59・旧第 13 条繰下)

(償還の完了)

第 16 条 市長は、借受人が資金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書並びにこれに添えられた借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を返還するものとする。

(昭 57 規則 59・旧第 14 条繰下・一部改正)

(氏名等の変更届)

第 17 条 借受人は、当該借受人又はその連帯保証人について、氏名若しくは住所の変更又はこれらの者の死亡等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、遅滞なく氏名等変更届により市長に届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又はその連帯保証人がかわってその旨を届け出るものとする。

(昭 57 規則 59・旧第 15 条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年規則第 59 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害について適用する。

## 2-4-(3)-3 厚木市災害見舞金給付要綱

昭和49年9月21日

告示第102号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内で発生した災害の被災者に対し、災害見舞金（以下「見舞金」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(昭58告示28・一部改正)

(災 害)

第2条 この要綱で「災害」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年厚木市条例第31号）に定める災害に該当しない火災、地震、風水害その他の自然災害をいう。

(昭58告示28・一部改正)

(被災者)

第3条 この要綱で「被災者」とは、災害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者で、災害により次の各号のいずれかに該当する被害を受けたものをいう。

- (1) 現に住居し使用している建物（以下「住家」という。）の全焼、全壊又は流失
- (2) 住家の半壊、半壊又は床上浸水
- (3) 死亡若しくは行方不明又は6日以上入院加療を要すると診断された負傷
- (4) 前3号に掲げるもの以外で市長が認めたもの

(昭58告示28・平3告示143・一部改正)

(世 帯)

第4条 この要綱で「世帯」とは、生計を同じくしている実際の生活単位をいい、学生寮、会社の独身寮等に居住する者で、共同生活を営み、各個人の生計の独立性が認められないものについては、その宿舍の全部をもって単独世帯とみなす。

(対 象)

第5条 見舞金は、次の各号に掲げる災害の区分により、それぞれの当該各号に定める者に給付する。

- (1) 住家の全焼、全壊、半焼、半壊、流失及び床上浸水、被災者の世帯の世帯主又はこれに準ずる者
- (2) 死亡 遺族
- (3) 行方不明 被災者の世帯の世帯主又は同居している親等の近い親族（同居の親族がないときは、他の親等の近い親族）
- (4) 負傷 被災者
- (5) 第3条第4号に該当するもの その都度市長が定める者

(昭58告示28・一部改正)

(見舞金の額)

第6条 見舞金の額は、別表のとおりとする。

(被害の程度)

第7条 前項の見舞金は、おおむね次の各号に定める災害の程度により給付するものとする。

- (1) 全焼、全壊、流失
  - ア 住家の焼失、損壊又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の7割以上に達したもの
  - イ 住家の焼失、損壊又は流失した部分の床面積が7割に達しないが、その住家を改築しなければ居住できない状態になったもの
- (2) 半焼、半壊
  - 住家の焼失又は損壊した部分の床面積が2割以上7割未満の場合で、その部分の修繕をすることによって住家として使用できる程度のもの
- (3) 床上浸水
  - ア 浸水がその住家の床上に達したもの
  - イ 土砂、竹木等がたい積し、その住家が一時的に使用できないもの
- (4) 死亡

ア 災害により死亡したもの

イ 災害により負傷し、その原因により災害発生後10日以内に死亡したもの

(5)行方不明

災害の際、現にその場に居合わせ当該災害により死亡と推定されたが、遺体の確認又は発見ができないもので30日を経過したもの

(6)負傷

災害により負傷し、6日以上入院加療を要すると診断されたもの

(昭58告示28・平3告示143・一部改正)

(調 査)

第8条 市長は、この要綱に該当すると認められる災害が発生したときは、速やかに災害現場を調査し、災害発生状況調査表(別記様式)を作成するものとする。

(昭58告示28・一部改正)

(給 付)

第9条 見舞金は、前条の調査をし、該当するものについて速やかに給付するものとする。

(昭58告示28・一部改正)

(給付の除外)

第10条 市長は、見舞金の給付をすることが適当でないと思えられる者に対しては、見舞金を給付しないことができる。

(昭58告示28・一部改正)

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の給付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、公表の日から施行する。

2 厚木市小災害見舞金等給付要綱(昭和47年厚木市告示第109号)は、廃止する。

附 則(昭和58年告示第28号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成3年告示第143号)

この要綱は、公表の日から施行する。

別表(第6条関係)

(昭58告示28・平3告示143・一部改正)

災害の区分	見舞金の額			
	単身世帯	2~3人世帯	4~5人世帯	6人以上の世帯
住家の全焼、全壊又は流失	20,000円	50,000円	70,000円	100,000円
住家の半焼又は半壊	15,000円	30,000円	40,000円	50,000円
住家の床上浸水	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円
死亡又は行方不明	生計中心者の死亡 750,000円			
	上記以外の者の死亡 500,000円			
6日以上入院加療を要する負傷	1人につき 30,000円			
第3条第4号に該当するもの	災害の状況に応じ、その都度市長が定める額			

## 2-4-(3)-4 厚木市自然災害援護資金給付要綱

昭和52年8月11日  
告示第91号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内で発生した自然災害の被災者に対し、自然災害援護資金（以下「援護資金」という。）を給付し、もって被災者の生活の安定と福祉の向上に資することを目的とする。

(災害)

第2条 この要綱で「災害」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年厚木市条例第31号）に定める災害に該当しない地震、風水害その他の自然災害をいう。

(昭58告示29・一部改正)

(被災者)

第3条 この要綱で「被災者」とは、災害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者で、災害により現に所有者が自ら居住の用に供している建物（以下「住家」という。）の全壊、流失又は半壊の被害を受けたものをいう。

(昭58告示29・一部改正)

(給付の対象)

第4条 援護資金は、住家の改築又は修繕を行う被災者に対し給付する。

(昭58告示29・一部改正)

(災害の程度)

第5条 援護資金は、おおむね次の各号に定める災害の程度により、住家の改築又は修繕をする場合に給付する。

(1)全壊、流失

ア 住家の損壊又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の7割以上に達したもの

イ 住家の損壊又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の7割に達しないが、その住家を改築しなければ居住できない状態になったもの

(2)半壊

住家の損壊した部分の床面積が、その住家の延床面積の2割以上7割未満で、その部分の修繕をすることによって住家として使用できる程度のもの

(昭58告示29・一部改正)

(援護資金の額)

第6条 援護資金の額は、住家の改築又は修繕に要する経費の4分の1の額（その額が25万円を超えるときは25万円）とする。

(昭58告示29・一部改正)

(調査)

第7条 市長は、この要綱に該当すると認められる災害が発生したときは、速やかに災害現場を調査し、自然災害援護資金給付調査表（別記様式）を作成するものとする。

(昭56告示87・一部改正)

(給付の決定)

第8条 市長は、前条の調査に基づいて給付を決定するものとする。

(昭56告示87・旧第9条繰上・一部改正)

(給付の除外)

第9条 市長は、援護資金の給付が適当でないと認められるものに対しては、援護資金を給付しないことができる。

(昭56告示87・旧第10条繰上)

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、援護資金の給付について必要な事項は、市長が定める。

(昭56告示87・旧第11条繰上)

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、昭和52年7月1日以降の災害から適用する。

附 則 (昭和56年告示第87号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (昭和58年告示第29号)

この要綱は、公表の日から施行する。